

(一関市農業技術開発センター条例施行規則の一部を改正する規則)

改正前			改正後		
<p>(利用時間)</p> <p>第5条 センターの利用時間は、<u>午前8時30分から午後10時まで</u>とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>			<p>(利用時間)</p> <p>第5条 センターの利用時間は、<u>午前9時</u>から<u>午後4時</u>までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>		
別表(第12条関係)			別表(第12条関係)		
利用区分	単位	使用料	利用区分	単位	使用料
電気器具等(消費電力量500W以上のものに限る。)	<u>1回につき消費電力量1kWhまで</u>	50円	電気器具等(消費電力量の合計が500Wを超える場合に限り。)を持込使用する場合の電気料金	<u>コンセント1か所につき1時間(コンセント1か所当たりの消費電力は1500Wまでとする。)</u>	50円
	<u>1回につき消費電力量1kWhを超える場合</u>	<u>3kWhまでは100円とし、3kWh増えるごとに50円を加算する。</u>			
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。